

福岡市自殺対策にかかる関係機関 令和6年度取り組み結果及び令和7年度取り組み計画

令和7年8月4日現在

	機関	令和6年 取組結果	令和7年 取り組み計画
1	九州大学病院 精神科神経科	1)2025 年 2 月 9 日に令和 6 年度福岡 PEEC コースを開催(①②)し、主に救急医療従事者を対象に自殺企図後の基本的な精神的ケアに関する研修を行なった。13 名参加(医師 5 名、看護師 5 名、医療ソーシャルワーカー 2 名、公認心理師 1 名、救急救命士 1 名) 2)当院内では救命救急センターと連携し、自殺企図後に救命された患者に対する精神医療の提供や社会資源との連携を行った。令和 6 年度は 25 件の対応を行った。 3) 3)2024 年 5 月 17 日、6 月 28 日職域対象メンタルヘルスファーストエイドジャパン(MHFA-J)のエイダー研修開催を開催した(①②)(課題) PEEC コースの受講者として、救急救命士、近隣医療機関の救急救命センターからの参加が少なかったため、次年度の開催時に広報を工夫する必要がある。	1)2026 年2月 1 日に令和 7 年度福岡 PEEC コース開催(①②)を予定している。救急医療現場における自殺企図者への標準的な初期対応を学ぶ研修を継続していく。 2)当院は自殺企図後の患者に対する専門的な支援である「救急患者精神科継続支援料」の診療報酬に合致する体制を整えており、救命救急センターと連携し、自殺企図後に救命された患者に対し適切な医療及び社会資源との連携を行う(①②)
2	福岡大学 医学部 精神医学教室	a. 自殺予防に関連した患者対応 ・福岡大学病院救命救急センター(3 次救急)での自殺未遂患者全例に対する精神科的評価と心理社会的支援の実施、救急患者継続支援料の算定に伴うケース・マネージメント、福岡大学病院 ER(2 次救急)入院者に対する精神科での対応を継続した。 【令和6年度】3次救急 52人 既遂者 4人 未遂者 48人 2次救急 9人 ・福岡大学病院 自殺予防外来・自死遺族専門外来での患者受け入れ 福岡大学博多駅クリニックでの経験をもとに、福岡大学病院において外来での自殺のリスクの高い患者(自殺未遂者、自傷患者、自殺未然患者)と、自死遺族・自死遺児を対象とした外来を継続した。 【令和6年度】自殺予防外来 28人 自死遺族専門外来 5人 b. 協力した研修会 ・救急患者継続支援研修会(日本自殺予防学会) 2024 年 5 月 18-19 日(オンライン)、8 月 17-18 日(オンライン)、10 月 19-20 日(東京家政大学・現地)、12 月 7 日-8 日(オンライン)、2025 年 3 月 8-9 日 c. 厚生労働省自殺未遂者等支援医療機関整備事業(令和 6 年度) ①2024 年 10 月 11 日(金)18:00~20:30 福岡県弁護士会館 福岡県弁護士と精神科医療者による自殺問題研究会 いじめを契機とした自殺の問題に関する討議、自死遺児で保護者からの経済的支援を含む援助が受けられなくなったケースについての相談 ②2024 年 12 月 13 日(金) 13:30~16:30 福岡大学病院 福岡県高等学校養護教諭研修会福岡支部の会員(養護教諭)に対して「高校生のメンタルヘルスの理解と対応」をテーマとした講義とディスカッションを実施 講師 衛藤 暢明(福岡大学医学部精神医学教室 医師) 講師 吉村 裕太(福岡大学病院 精神神経科 医師) ③ 2024 年 12 月 20 日(金) 18:00~20:30 福岡県弁護士会 福岡県弁護士と精神科医療者による自殺問題研究会 児童思春期の自殺の現状について意見交換、最近起こった自殺既遂症例に関して、特に若年女性に関する自殺に関わる問題に関して、法的な問題からの検討 ④2025 年 1 月 26 日(日)10:00~15:00	a. 自殺予防に関連した患者対応 ・福岡大学病院救命救急センター(3 次救急)での自殺未遂患者全例に対する精神科的評価と心理社会的支援の実施、救急患者継続支援料の算定に伴うケース・マネージメント、福岡大学病院 ER(2 次救急)入院者に対する精神科での対応を継続する。 ※令和 7 年 4 月より、精神保健福祉士が加わった。 ・福岡大学病院 自殺予防外来・自死遺族専門外来での患者受け入れ 福岡大学博多駅クリニックでの経験をもとに、福岡大学病院において外来での自殺のリスクの高い患者(自殺未遂者、自傷患者、自殺未然患者)と、自死遺族・自死遺児を対象とした外来を継続する。※選定療養費は基本的に取らない。 b. 予定している研修会 ・救急患者継続支援研修会(日本自殺予防学会) 2025 年 7 月 26-27 日(オンライン)、10 月(オンライン)、12 月(オンライン)、2026 年 3 月(オンライン) ・日本臨床救急医学会 第 11 回福岡 PEEC コース(福岡大学) 2025 年 10 月 18 日(土) 12:30-17:30 c. 厚生労働省自殺未遂者等支援医療機関整備事業(令和 7 年度) ①2025 年 7 月 29 日(火) 13:00~16:00 城南区役所 保護課ケースワーカー/行政職員を中心とした行政支援職に対するメンタルヘルス・ワークショップを実施。 ※今後、他の区でも実施 ②2025 年 10 月 10 日(金)18:00~20:30 福岡県弁護士会館 福岡県弁護士と精神科医療者による自殺問題研究会 ③ 2025 年 1 月 26 日(日)10:00~15:00 PPST コース(PRE-HOSPITAL PEEC SKILL TRAINING) コーディネーター 衛藤 暢明(福岡大学医学部精神医学教室 医師) ディレクター 鳴海 翔悟(北九州総合病院 救急科 医師) インストラクター 濱田 拓也(有明広域消防本部 救急救命士)

		PPST コース (PRE-HOSPITAL PEEC SKILL TRAINING) コーディネーター 衛藤 暢明 (福岡大学医学部精神医学教室 医師) ディレクター 橋本聡 (国立病院機構熊本医療センター 精神科 救急医療センター 医師) インストラクター 濱田 拓也 (有明広域消防本部 救急救命士) 佐々木 夏恵 (呉市消防局 救急救命士) 牧瀬 わかな (杵藤地区広域市町村圏組合消防本部 救急救命士) 島袋 林 (東部消防本部 救急救命士) アシスタント 浦田 裕美 (筑紫女学院大学 公認心理師)	佐々木 夏恵 (呉市消防局 救急救命士) 牧瀬 わかな (杵藤地区広域市町村圏組合消防本部 救急救命士) アシスタント 浦田 裕美 (筑紫女学院大学 公認心理師)
		⑤2025 年 3 月 7 日 (金) 13 : 00 ~ 17 : 00 福岡市天神会議室 保護課ケースワーカーを中心とした行政支援職に対するメンタルヘルス・ワークショップを実施。講義のほか、ロール・プレイ、グループワークを実施。 講師 衛藤 暢明 (福岡大学医学部精神医学教室 医師) 講師 岡本 雄太 (福岡大学病院 精神神経科 医師) ⑥ 2025 年 1 月 26 日 (金) 14 : 00 ~ 16 : 00 自殺で患者を亡くしたスタッフ」を対象としたグループ (集団精神療法) コンダクター 衛藤 暢明 (福岡大学医学部精神医学教室 医師)	④2026 年 1 月 12 日 (金) 13 : 00 ~ 17 : 00 「自殺で患者を亡くしたスタッフのためのグループ」(集団精神療法) コンダクター 衛藤 暢明 (福岡大学医学部精神医学教室 医師) 和田 照平 (近畿大学病院 精神保健福祉士)
		(課題) 1) 自殺予防外来および自死族専門外来の紹介時の選定療養費がかかること (紹介がない場合に初診時 7,700 円) に関して対応を検討し、紹介がなくても選定療養費は取らないこととなった。 2) 自殺予防外来、自殺企図者の診療が以前よりも多くなっている。 3) 令和6年5月に新本館への移動があり、精神科病棟40床隣、精神科外来・救急医療の体制が変わった。 4) 依然として若年者 (中高生) の対応について、対応する医療機関が不足している。	⑤2026 年 1 月 16 日 (金) 18:00 ~ 20:30 福岡県弁護士会館 福岡県弁護士と精神科医療者による自殺問題研究会 ⑥2026 年 2 月 11 日 (水・祝) 10:00-12:00 (ハイブリッド) 中高生の市販薬乱用をテーマとした研修会
3	福岡市医師会	・アルコール依存症連携構築事業 かかりつけ医が、アルコール依存患者の早期発見、早期治療および必要に応じて専門医療機関との連携を図ることができるようアルコール依存症に関する知識の向上を目的とした研修会を開催した。 日時 令和7年 3 月19日 19 時 場所 天神スカイホール 内容 「アルコール医療の最近の動向」 医)優なぎ会雁の巣病院院長 熊谷 雅之 先生 出席者 58名 (課題) ・本人の自覚の欠如、再発率の高さ、治療機関および支援体制の不足など	・アルコール依存症連携構築事業 研修会を開催予定 日時 未定 場所 未定 内容 未定
4	福岡県精神科病院協会	1. 自殺の誘因となる精神疾患の啓発については、医師会主催の研修会へ講師派遣および運営に関しての会議参加をしている。 また、かかりつけ医や地域住民に対し、うつ病の知識を深めるための研修等に協力している。 2. 会員病院である精神科医療機関において、うつ病などの気分障害をはじめ、希死念慮や自殺関連行動につながる精神疾患あるいは状態像を呈している方への精神科医療の提供を行っている。精神科診療所と精神科病院の連携のみならず、精神科以外の医療機関やほかの団体との連携を図り、精神科医療機関が自殺の危険のある患者に対し円滑に対応している。	令和 6 年度に引き続き、1 ~ 4 を継続する。 「重点的に推進する 4 つの施策」に関して、 ③「若年層、児童・生徒への自殺予防に資する教育の推進」については、児童思春期精神科医療をおこなう医療スタッフの養成を検討する。また、研修会の参加を促していく。 ④「女性特有の視点を踏まえた自殺対策」については、産褥期精神疾患の治療にも注力していく。

		3. 会員病院である精神科医療機関が、輪番制による福岡県精神科救急医療システムに参画し、夜間・土日などの時間外に精神科救急対応をしている。ならびに 24 時間 365 日体制での病床確保・入院受け入れを行っている。 4. 昭和 60 年度から福岡県医師会が中心となって実施している「性と心の健康事業」において、当協会は「心の相談分野」を担当し、福岡県内のすべての公立高校に精神科専門医が直接出向き、学生ならびに教職員やスクールカウンセラー等に対して個別相談支援、メンタルヘルス向上に関する講義、心理的サポート等を行っている。 (課題) ・精神科医療機関に対する知識不足や偏見の存在により、受診までに時間を要する、あるいは継続した治療提供ができないケースが存在する。 ・自殺対策において、すでに地域に存在する様々な相談窓口や支援団体と会員病院(精神科医療機関)との連携が、より有機的かつスムーズに行われることが望まれる。 ・県立高校と地域の会員病院との連携はスムーズであるが、それ以外の教育機関との連携には改善の余地があると考える。	
5	福岡県 精神神経科 診療所協会	・3 連休第 1 日目の待機指定医当番(福岡、北九州、筑豊、筑後の 4 地区 各 1 名)業務委託を例年通り行い、継続した。 ・自殺予防やメンタルヘルスに関する啓発事業への講師、委員等派遣を行った。 ・措置診察業務への協力をを行い継続した。 ・県や市町村から届く事業チラシやリーフレットを診療所窓口等患者さんや関心がある人の目につきやすい場所に設置や配布活用を行った。 また診療時、必要に応じてチラシやリーフレット等を活用した。 ・救急医療を行っている医療機関との連携を円滑に進めた。	・3 連休第 1 日目の待機指定医当番(福岡、北九州、筑豊、筑後の 4 地区 各 1 名)業務委託を例年通り行い、継続する。 ・自殺予防やメンタルヘルスに関する啓発事業への講師、委員等の派遣を継続して行う。 ・県の措置診察業務への協力を継続して行う。 ・県や市町村から届く事業チラシやリーフレットを診療所窓口や患者さんや関心がある人の目につきやすい場所に設置や配布、活用を継続して行う。 (診察時、必要に応じてチラシやリーフレットの活用も行う) 医療スタッフ対象の養成研修案内を診療所へ周知する。 ・救急医療を行っている医療機関との連携を継続して行う。
6	福岡市 救急病院協会	○ 臨床現場での自殺未遂者等を専門治療へとつなげる橋渡しの役割を果たす。 ○ リーフレット等を活用し、相談できる窓口を広報する。 (課題) ○ 専門医療につなげる橋渡しとして、精神科等への紹介後、確実に治療を受けることができたか確認する方法がないため、自殺未遂者等に関しては追跡システム等の構築が求められる。	○ 臨床現場での自殺未遂者等を専門治療へとつなげる橋渡しの役割を果たすとともに、必要に応じて、リーフレット等を活用し、相談できる窓口を広報する。 ○ (新規)救急搬送された患者に関しては、搬送救急隊との連携を密にし、自殺未遂者等への情報共有を行う。 ○ (新規)自殺予防週間等を活用し、啓発活動を行う。
7	福岡市 薬剤師会	① 薬剤師に対してうつ病や自殺予防に関する知識の普及を図ります。 (女性特有の視点を踏まえた自殺対策に関する内容を取り入れた研修内容も検討します。) ⇒薬剤師対象に妊産婦に関するうつ病をテーマにうつ病対応力向上研修会を実施した。(150名参加) ②うつ病スクリーニング自己チェック票を適切な相談窓口に引き続き設置し、活用していきます。 ⇒「こころの健康ガイド」のポスターを福岡市薬剤師会全会員薬局に配布、掲示依頼を行った。 ③市販の洗剤や睡眠薬・精神安定剤等の医薬品および毒物劇物の適正な取り扱いを啓発します。 ⇒薬剤師対象に医薬品・乱用薬物に関する研修会を実施した。(2 回開催、合計281名参加) ④学校薬剤師活動での「薬物乱用および薬物教育」を通して、子供たちに命の大切さを啓発します。	① 薬剤師に対してうつ病や自殺予防に関する知識の普及を図ります。 (女性特有の視点を踏まえた自殺対策に関する内容を取り入れた研修内容も検討します。) ②うつ病スクリーニング自己チェック票を適切な相談窓口に引き続き設置し、活用していきます。 ③市販の洗剤や睡眠薬・精神安定剤等の医薬品および毒物劇物の適正な取り扱いを啓発します。 ④学校薬剤師活動での「薬物乱用および薬物教育」を通して、子供たちに命の大切さを啓発します。 ⑤来局者(もしくは地域住民)に対して各種団体作成啓発資材等を配布し、連携を充実させ、自殺対策に係る啓発を広げます。

		⇒令和6年度は合計97件、学校薬剤師による薬物乱用防止教室が実施された。 ⑤来局者(もしくは地域住民)に対して各種団体作成啓発資材等を配布し、連携を充実させ、自殺対策に係る啓発を広げます。 ⇒うつ病対応力研修会参加者には福岡市精神保健福祉センターより提供していただいた啓発資材を配布し、薬局内で来局者および地域住民への啓発に活用していただいた。	
8	福岡県精神保健福祉士協会	1、(公社)日本精神保健福祉士協会業務委託「こころの健康相談統一ダイヤル」相談体制支援事業② ・月～水曜日の 18:30～22:30(受付は 22 時まで)に派遣 ・相談員同士のピアスーパービジョン研修会を企画開催し、経験のシェアや対応力の向上を図った。 2、福岡県自殺予防のための居場所づくり事業「ほっとサロン」①③④ ・相談者が生きることの促進要因を高めるための「居場所」をつくり、相談者が「居場所」に参加することにより、他者や地域との交流の機会を得て生きる意欲を高め、不安感と相談の繰り返しを解消し、自殺リスクを低下させることを目的としている事業に精神保健福祉士を派遣した。子ども食堂とコラボレーション。県内で 16 回開催し、うち福岡ブロックでは 6 回開催した。 3、福岡県司法書士会との合同研修会①② ・お互いの役割や専門性について知り、よりよい連携を図ることを目的に毎年開催している。 4、「こころと法律の相談会」への相談員の派遣② ・相談員を 2 名派遣 5、自殺対策関連の研修会、キャンペーンなどへの参加、啓発活動、広報活動(課題) ・協会員全てが上記の活動へ参加しているわけではない。 ・会員の問題意識、相談対応スキルにばらつきがある。	1、(公社)日本精神保健福祉士協会業務委託「こころの健康相談統一ダイヤル」相談体制支援事業への人材派遣② 2、福岡県司法書士会との合同研修会①② 3、自殺対策における相談会への人材派遣② 4、自殺対策関連の研修会、キャンペーンなどへの参加、啓発活動、広報活動
9	福岡県立大学	・自殺対策協議会への参加	・ゲートキーパー研修会講師【①、③】
10	福岡県弁護士会	1 自殺対策に特化した法律相談の実施 ① 自死遺族法律相談 福岡市との共催で、毎月1回(原則として第1水曜日午後1時～4時)、天神弁護士センターに弁護士1名と心理専門職(福岡市が派遣)1名が待機し、自死遺族からの面談相談及び電話相談に応じる。 専用電話番号は092－738－0073 北九州市、福岡県とも同趣旨の相談を実施。 ② 自死問題支援者法律相談 自死の危険の高い人本人ではなく、それを支援する方々(例えば、家族・親族、学校関係者、自治体や町内会関係者、医師、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士、ソーシャルワーカーといった専門職など)からの相談申し込みを受け付ける。平日の午前9時～午後4時まで、天神弁護士センターの専用電話(092－741－3210)で相談の申し込みを受け付け、原則48時間以内に担当弁護士から電話連絡をし、電話による相談に応じる。その結果、面談相談が必要な場合は、無料の面談相談(心理専門職の同席も可)を行う。筑後地域では、「かかりつけ医による精神科医紹介制度」とタイアップする形で実施。 ③ 福岡市精神保健福祉センター主催の「こころと法律の相談会」への相談員派遣(3月・9月) 2 市民向けシンポジウム 3月8日に子ども・若者の自殺予防に関するシンポジウムを開催(基調講演は筑紫女学院大学の大西良さん、パネリストに精神科医の宇佐美貴士さん、N P O 法人そだちの樹の代表をしている安孫子健輔弁護士、コーディネーターに子どもの権利委員会の迫田登紀子弁護士)	1 自殺対策に特化した法律相談の実施【②】 ① 自死遺族法律相談 ③ 自死問題支援者法律相談 ④ 福岡市精神保健福祉センター主催の「こころと法律の相談会」への相談員派遣(3月・9月) 2 市民向けシンポジウム【①】 3月7日(候補日)に自殺予防に関するシンポジウムを企画している(テーマは「職場のメンタルヘルス」を予定)。 3 研修・協議会等【①】 ① 会内研修 弁護士のメンタルヘルスをテーマに研修会を企画中 ② 福大精神科教室との定期勉強会 4 弁護士会の他の委員会との共同の取り組み ① 生活保護支援システム ② リーガルエイドプログラム(当会、各市町村、法テラス福岡による共同事業)

		3 研修・協議会等 ① 会内研修 8月26日に「心によりそう電話相談対応のスキル～電話口で「死にたい」と言われたら～」を実施 ② 福大精神科教室との定期勉強会 4 弁護士会の他の委員会との共同の取り組み ① 生活保護支援システム ② リーガルエイドプログラム(当会、各市町村、法テラス福岡による共同事業) ③ 子どもの権利委員会との共同で若者の自死予防を考えるシンポジウムを実施 (課題) ・自死遺族法律相談、自死問題支援者法律相談の窓口の周知が不十分。 ・両性の平等委員会、子どもの権利委員会、LGBT 委員会等他の関連する委員会との共同の取り組みが十分でない(各委員会が個別に相談窓口を設置するなどの取り組みはあるが、自殺対策という視点での連携は不十分)。 ・会内研修への参加者が限られ、会員の問題意識、相談対応スキルにばらつきがある。	【その他(他関係機関および事務局への連絡事項等)】 3月7日に別の自殺対策に関するイベント等の実施予定がないか確認させていただきたい。 また、当該シンポジウムへのご参加と広報へのご協力をお願いしたい。
11	福岡県司法書士会	1 会員向け研修会、外部との合同研修会の実施 ① 福岡県精神保健福祉士協会との合同学習会 → 未開催 ② 自死問題に関する研修会 → 1 回開催 2 外部研修会参加 ①第 48 回日本自殺予防学会総会に参加 及び発表 → 参加(発表なし) ② 第 1 1 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会に参加 →参加 3 相談会、ベッドサイド法律相談 の実施 ①心と法律の相談会 → 10 回実施 ②ベッドサイド法律相談 → 相談件数 16 件 ③年末・生活・困りごと相談会 → 相談件数 21 件 ④更生保護施設での法律相談会 → 相談件数 3 件 (課題) 自死問題に対応可能な会員の育成 ベッドサイド法律相談の医療機関への周知	1 会員向け研修会、外部との合同研修会の実施 ① 福岡県精神保健福祉士協会との合同学習会 ② 自死問題に関する研修会 2 外部研修会参加 ① 第 49 回日本自殺予防学会総会に参加 ② 第 12 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会に参加 3 相談会、ベッドサイド法律相談 の実施 ①心と法律の相談会 ②ベッドサイド法律相談 ③年末・生活・困りごと相談会 ④更生保護施設での法律相談会
12	西日本新聞社	・自殺の主な動機の一つである生活苦に関して、女性や子どもの貧困、孤立などの問題を積極的に報じた ・子どもの自殺予防に向け、いじめ防止や人権意識を高めるための報道に力を入れた。いじめ防止対策推進法施行10年にあたる2023年から「いじめ問題を追う」キャンペーンを継続しており、24 年度は各地のいじめ重大事態の詳細のほか、いじめ調査をめぐる現場の課題、自治体の先進的取り組み、未就学児のいじめ、教員による指導死などの記事を展開した。国の自殺統計で、いじめ自死件数に漏れがあることを報じたことなども評価され、今年1月に新聞労連ジャーナリズム大賞を受賞した ・市民からの調査依頼に応える「あなたの特命取材班」が被害者側ともつながり、当事者のリアルな声を発信した ・自死遺族支援やゲートキーパー養成など各種イベントの広報	・自殺の背景にある社会課題を掘り下げる報道により、行き過ぎた自己責任論を是正し、自死を選ぶ人がいない社会の構築を呼びかける ・あらゆる角度から人権意識の向上に寄与する報道を展開する ・相談機関などの周知・啓発に協力する
13	福岡いのちの電話	1 電話相談事業 (1)開局して40年が経過した。電話相談の24時間年中無休体制で対応している。令和6年に相談を受けた件数は、12,675件で、1日の平均受信件数	1. 電話相談事業の充実 ①24時間年中無休の電話相談対応、自殺予防いのちの電話(フリーダイヤル)及びインターネット相談の実施。震災支援「予約制ダイヤル」への参加。

		は34.7件、そのうち自殺傾向のある相談は、1,244件であった。 (2)自殺予防いのちの電話の実施 平成13年から、全国共通番号(フリーダイヤル)による自殺予防専用相談を、全国の都道府県所在の「いのちの電話」で取り組んでいる。福岡での対応件数は907件であった。 2 インターネット相談(メール相談) インターネット相談(メール相談)を2007年10月から引き続き受け付けている。令和6年に対応した件数は45件であった。 3 自殺予防公開講座 市民への啓発のために自殺予防公開講座「いのちをたいせつに」を令和 6 年 3 月 20 日に開催した。入場者数 150 名。 4. 開局 40 周年記念行事の実施 10 月 26 日に開局記念式典、記念講演(自殺予防公開講座を兼ねる)を開催。40 周年記念誌を発行。 5. 自殺予防啓発事業の取り組み 10 月 26 日に朝日新聞厚生文化事業団と共催で自殺予防公開講座「誰もが助けてもらえる社会に」(講師:村木厚子氏)レソラホールにて開催し、168 名が参加。 厚生労働省自殺予防自殺防止対策事業いのちの電話プロジェクト「いのちの電話の相談員が足りません」を 3 月 2 日にレソラホールにて開催し、104 名が参加。 (課題) 1相談事業の充実 (1)24時間年中無休体制の円滑な維持のため、相談員の養成等相談員数確保に努める。 (2)繋がる電話とするため、環境整備を図り、質の高いサービスを提供するよう努める。 (3)インターネット相談について周知を図るなど充実させるための取り組みを行う。 2民間団体等との連携強化 広く市民や企業等を対象とした啓発活動(メンタルヘルスの研修、いのちの電話の活動等)の実施を働きかける。	②相談電話を受ける電話相談ボランティアを養成し、24時間年中無休体制の円滑な実施のための人材を確保する。 2. 相談員の養成・研修とサポートシステムの充実 (1)電話相談 相談員の養成研修を実施。相談員の活動更新のために全体研修(年4回)、フリーダイヤル研修、グループ・スーパービジョンの実施。 相談員のケアシステムの実施 3. 広報活動のより一層の推進 ①「福岡いのちの電話会報」の年4回発行。 ② 福岡いのちの電話紹介リーフレットの発行。 ③ 新聞・テレビなどを通じての広報活動を実施。 ④ ホームページによる広報。 4. 募金活動のより一層の推進 安定した運営のために、資金確保に向けた募金活動を推進する。 後援会組織を充実し、連携強化により組織の活性化を図る。 5 民間団体との連携強化 ①民間団体、福岡市と連携協力して、自殺予防のための電話相談等を継続して実施する。 ②民生委員等を対象に「いのちの電話」の活動を伝える啓発活動を実施し、ゲートキーパーとしての周知に努める。 ③一般市民に対する啓発のため、自殺予防公開講座を朝日新聞厚生文化事業団との共催で開催する。																																																
14	リメンバー福岡 自死遺族の集い	1. 自死遺族の集いの開催 ▼R6 年度 開催日・参加人数一覧 ():うち初参加者 <table><tr><th>開催日</th><th>開催形式</th><th>参加人数</th><th>開催日</th><th>開催形式</th><th>参加人数</th></tr><tr><td>4月28日</td><td>オンライン</td><td>11(3)</td><td>10月27日</td><td>オンライン</td><td>8(1)</td></tr><tr><td>5月26日</td><td>対面</td><td>12(0)</td><td>11月24日</td><td>対面</td><td>13(3)</td></tr><tr><td>6月23日</td><td>オンライン</td><td>7(2)</td><td>12月22日</td><td>オンライン</td><td>8(0)</td></tr><tr><td>7月28日</td><td>対面</td><td>12(3)</td><td>1月26日</td><td>対面</td><td>15(5)</td></tr><tr><td>8月25日</td><td>オンライン</td><td>7(0)</td><td>2月23日</td><td>オンライン</td><td>7(1)</td></tr><tr><td>9月22日</td><td>対面</td><td>8(1)</td><td>3月23日</td><td>対面</td><td>15(4)</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>12 回</td><td>オン:6 対面:6</td><td>123 (23)</td></tr></table> 2. 講師派遣など ・1/26 沖縄県スタッフ合同研修 企画・開催 ・2/14 鹿児島県スタッフ合同研修(リモート) 企画・開催 ・2/24 福岡県社会福祉協議会自殺予防ソーシャルワーク研修 講師派遣 1 名 ・3/7 自死遺族等支援団体向け研修・意見交換会 講師派遣 1 名 3. 自死遺族のメッセージ集・リーフレット配布 ・ホームページを通じ、県内外の希望者(自死遺族)にメッセージ集を郵送。10～20 部程度。	開催日	開催形式	参加人数	開催日	開催形式	参加人数	4月28日	オンライン	11(3)	10月27日	オンライン	8(1)	5月26日	対面	12(0)	11月24日	対面	13(3)	6月23日	オンライン	7(2)	12月22日	オンライン	8(0)	7月28日	対面	12(3)	1月26日	対面	15(5)	8月25日	オンライン	7(0)	2月23日	オンライン	7(1)	9月22日	対面	8(1)	3月23日	対面	15(4)	合 計			12 回	オン:6 対面:6	123 (23)	1. 自死遺族の集い 開催 ・偶数月第 4 日曜日 21:00～23:00 年 6 回 オンライン形式 ・奇数月第 4 日曜日 13:00～17:00 年 6 回 対面形式 ・年間 約 100 名の参加者を見込む。 2. 講師派遣など ・年間 3 回程度。スタッフを研修講師として派遣。 3. 自死遺族のメッセージ集・リーフレット配布 ・ホームページを通じ、県内外の希望者(自死遺族)にメッセージ集を郵送。10～20 部程度。 ・対面形式の集い、研修講師派遣の際、当会のリーフレットを配布 100 部程度。
開催日	開催形式	参加人数	開催日	開催形式	参加人数																																														
4月28日	オンライン	11(3)	10月27日	オンライン	8(1)																																														
5月26日	対面	12(0)	11月24日	対面	13(3)																																														
6月23日	オンライン	7(2)	12月22日	オンライン	8(0)																																														
7月28日	対面	12(3)	1月26日	対面	15(5)																																														
8月25日	オンライン	7(0)	2月23日	オンライン	7(1)																																														
9月22日	対面	8(1)	3月23日	対面	15(4)																																														
合 計			12 回	オン:6 対面:6	123 (23)																																														

		・対面形式の集い、研修講師派遣の際、当会のリーフレットを配布 100 部程度。 (課題) 1. 次世代を担う若手スタッフの育成・確保	
15	福岡市民生委員・児童委員協議会	ゲートキーパー養成講座 市ならびに区の自立支援部会研修では6年度開催はなかった。ヤングケアラーについての取り組みが多かった 地域の継続的な見守り 日常の見守り、特に一人暮らしの方への訪問、見守りを行った	市自立支援部会の事業計画 自殺(自死)予防や遺族支援 ゲートキーパー養成研修等を受講し、悩んでいる人に気づき、見守るとともに、関係機関につなぎ、地域住民の命を守られるように支援する。
16	福岡労働局	1 メンタルヘルスセミナーの実施 福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市、福岡産業保健総合支援センター、福岡県労働基準協会連合会、全国保険協会福岡支部との共催により福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市の4か所で医師等を講師に招きメンタルヘルスセミナーを実施、合計373事業場422名が参加した。 2 労働基準監督署による指導 県下12の労働基準監督署・支署においてメンタルヘルス対策に問題があると思われる事業場に対し個別指導等実施している。 (課題) 50人未満の事業場について、本年5月14日公布改正労働安全衛生法によりストレスチェック実施が義務化(但し施行日は公布より3年以内で今後指定される)されるため、これの普及が最大の課題と考えられる。	1 メンタルヘルスセミナーの実施 本年度も前年と同様にメンタルヘルスセミナーを実施する予定。 7/17 北九州市 定員200名 7/30 飯塚市 定員360名(内 Web300名) 8/1 福岡市 定員 200名 8/8 久留米市 定員 150名 2 労働基準監督署による指導 県下12の労働基準監督署・支署においてメンタルヘルス対策に問題があると思われる事業場に対し個別指導等実施予定。
17	福岡産業保健総合支援センター	当センターは産業医や産業保健職、事業所の人事労務担当者など産業保健関係者を対象に、地域窓口である地域産業保健センターとともに所属する専門スタッフや、また多くの外部委嘱した専門家が産業保健に関する相談や研修、情報提供などの支援を行っている。 例えば専門研修やセミナーは、WEB 開催も併用して年間150回以上実施されているが、そのうちメンタル関係の講演は4分の1を占める。 また当センターは、電話や WEB による相談が年間約4000件あるが、必要に応じて専門スタッフが実際に事業所を訪問して指導する事も250件ほどあり、メンタルに関する相談も多い。 (課題) 昨年度からメンタル疾患で休業した労働者に対する両立支援活動を強化しているが、人的制約や経験不足などでメンタルの復職支援についてはまだ不十分と思われ、特に両立支援コーディネータの更なるスキルアップが必要と考えている。	当センターのメンタルヘルス施策については管理監督者や若年労働者を対象にした研修会などを活用して、様々な機会周知および利用促進を図りたい。 また、昨年度から産業保健にも詳しい精神科医をアドバイザーとして委嘱し、月1回の事例検討会議を開催しているが、解決困難例について毎月助言を頂くことができ、当センターの専門職のスキルアップに大きく寄与している。 また両立支援コーディネータを対象にした事例検討会も年2回開催しているが、メンタルヘルス事例を増やして両立支援コーディネータのスキルアップを図りたい。
18	福岡商工会議所	1.事務局職員による中小企業への巡回訪問や窓口相談を実施。 資金繰りをはじめとした各種の経営相談に対応。 相談対応件数:22,098件 2.企業経営者や従業員向けにメンタルヘルスマネジメント検定を実施。【①③】 働く人たちの心の不調の未然防止と活力ある職場づくりを目指して、メンタルヘルスケアに関する知識や対処方法の習得を促した。 福岡地区受験者:2,449名 3.メンタルヘルスやハラスメント防止に関して、セミナー、会報、HPを通じ周知を行った。 (課題) 1.相談対応スタッフの確保 2.受験者増	1.事務局職員による中小企業への巡回訪問や窓口相談を実施。 資金繰りをはじめとした各種の経営相談に対応。 2.企業経営者や従業員向けにメンタルヘルスマネジメント検定を実施【①③】 働く人たちの心の不調の未然防止と活力ある職場づくりを目指して、メンタルヘルスケアに関する知識や対処方法の取得を促す。 3.メンタルヘルスやハラスメント防止に関して、セミナー、会報、HPを通じ周知。

19	福岡県 警察本部 人身安全対策課	○ 自殺統計調査の実施 ○ 自殺を仄めかす行方不明者の搜索・発見 ○ インターネット上の自殺予告事案に対する各種照会及び対象者の保護対策 (課題) ○ 自傷他害のおそれはないものの、警察対応後も、「死にたい」等申し立てる自殺願望を持つ者や、自殺未遂の過去がある者に対して、保護の要件が無く、加えて身柄請け人もいない場合の現場対応に苦慮している。 アウトリーチも含めた必要な支援が受けられるシステムの構築を検討していただきたい。	○ 自殺統計調査の実施 ○ 自殺を仄めかす行方不明者の搜索・発見 ○ インターネット上の自殺予告事案に対する各種照会及び対象者の保護対策
20	市民局 男女共同参画	●相談事業 ・日常生活の中で直面する様々な問題について女性相談員などが相談を受け、問題解決に向けて支援を行った。 ①各種相談＜相談件数 4,788 件＞ ・総合相談＜4,441 件(電話 4,116 件、面接 325 件)＞ ・アミカス DV 相談ダイヤル＜83 件＞ ・男性のための相談ホットライン＜51 件＞ ・法律相談＜213 件＞ ・グループワーク(DV に悩む女性を対象)＜年間 2 講座(1 講座全 6 回)＞ ②講座 ・夫・パートナーとの関係を考える講座＜年 2 回＞ ・女性のためのアサーティブネス講座＜年 1 回＞ ③他機関との連携 ・各区家庭児童相談室、配偶者暴力相談支援センター、アミカス相談室等の相談員連絡会議の開催＜年 1 回＞ ・合同事例検討会の実施＜年2回＞ (課題) 相談者の様々な悩みに適切に対応できるよう、引き続き相談員の専門性の維持、向上に努める。 ●女性のためのつながりサポート事業(つながりサポート相談室) 様々な不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、アウトリーチ型の支援など、NPO 等の知見を活用したきめ細かい支援を行った。 1相談窓口設置(令和6年度相談件数:1,002 件) ・アミカス(研修室 F)において、常設の相談窓口を設置し、対面・電話での相談支援を行った。 2生理用品等の提供(令和6年度配布数:860 パック) ・こども食堂、マザーズハローワーク等において、相談支援の一環として生理用品を配布した。 (課題) 利用しやすい相談窓口の運用、広報に努める。また、幅広い世代の利用に向けた広報の工夫を行う。 ●困難を抱える女性への支援 ・困難女性支援調整会議を開催し、市、関係機関、民間団体の横断的な連携・協働を推進 ＜代表者会議 1 回、実務者会議3回＞ (課題) 相談窓口や女性を対象とした支援施策に関する積極的な広報周知に努める。また、民間団体や関係機関とのさらなる連携を図る。	●相談事業の実施 ①各種相談 ・総合相談(電話・面接による個別相談) ・アミカス DV 相談ダイヤル ・男性のための相談ホットライン ・法律相談 ・グループワーク(DV に悩む女性を対象) ②講座 ・夫・パートナーとの関係を考える講座 ・女性のためのアサーティブネス講座 ③他機関との連携 ・各区家庭児童相談室、配偶者暴力相談支援センター、アミカス相談室の合同事例検討会の実施など ●女性のためのつながりサポート事業(つながりサポート相談室) 様々な不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、アウトリーチ型の支援など、NPO 等の知見を活用したきめ細かい支援を行う。 1相談窓口設置 ・アミカス(研修室 F)において、常設の相談窓口を設置し、対面・電話での相談支援を行う。 2生理用品等の提供(令和7年度配布予定数:1,100 パック) ・こども食堂、マザーズハローワーク等において、相談支援の一環として生理用品を配布する。 ●困難を抱える女性への支援 ・困難女性支援調整会議を開催し、市、関係機関、民間団体の横断的な連携・協働を推進する。 ・福岡市女性支援基本計画を新規策定する。 ●福岡市 DV 防止基本計画に基づき、引き続き以下のとおり取組む。

		●DV相談や通報への対応 ・福岡市配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、男女共同参画推進センター・アミカス等が連携した相談対応の実施 相談件数3,659件<4,230件> ・県配偶者暴力相談支援センター及び警察と連携した24時間対応の実施 ●自立支援 ・住居、就業、法的制度、心理的ケア等の施策について情報提供や支援 法律相談件数48件<48件> DV被害者親子等に対するカウンセリング7人<8人> ・市営住宅、児童福祉、ひとり親家庭福祉、医療保険、年金、生活保護等の各種制度を活用した被害者の自立支援 ・DV被害者等自立生活援助事業 アウトリーチ型の支援も含めた自立支援及び退所後の定着支援自立支援12人、定着支援7人<7人、6人> ・DV被害者の子どもに対しては、DV相談機関と区子育て支援課・こども総合相談センターが連携して支援 ●ホームページへの掲載、配偶者暴力相談支援センターのカード・リーフレットの配布等による広報啓発 カード・リーフレットの設置(配布)箇所853箇所<853箇所>	・配偶者からの暴力防止に向けた意識啓発・相談体制の充実・保護体制の充実・被害者の自立支援のための支援・関係機関との連携 ●DV被害者等自立生活援助事業により、引き続きアウトリーチ型の支援も踏まえた自立支援等の実施。
21	こども未来局 こども政策部	【こども健全育成課】 ●中高生の居場所づくり事業(R6年度より事業名変更) 地域における若者の居場所数の増加と安定的な居場所運営サポートのために、相談対応や広報活動支援、人材育成、居場所運営団体への助成などを実施した。 (1)開設・運営(予定)団体や市民を対象に居場所づくり講座、交流会の実施(9回) (2)地域で若者の居場所を開設・運営する団体に対する事業費の補助(12団体) ●困難な状況にある若者の相談支援(R6年度より事業名変更) (1)国・県・市の関係機関等で構成する若者支援地域協議会において、代表者会議を開催した。 (2)若者総合相談センターにおいて、関係機関・若者支援団体等と連携して、若者や家族等の相談内容に応じた支援を実施した。 【相談件数:1,579件】 (3)若者支援団体ネットワークにおいて、市内の若者支援団体が情報を共有し連携を深めることができるよう、ネットワーク会議を適宜開催した。(令和7年3月31日現在 33団体) (課題) ●中高生の居場所づくり事業 居場所の立ち上げだけでなく継続もサポートするために、継続的な支援が必要。 ●困難な状況にある若者の相談支援 若者総合相談センターの認知拡大や関係機関(学校など)との連携体制の強化を引き続き行い、支援が必要な若者の早期発見に努めていく必要がある。 【こども家庭課】 ○妊産婦等相談・生活支援事業 産前・産後母子支援センター「こももティエ」において、妊娠早期から24時間体制で相談を受け付け、特定妊婦等に対する生活や子育ての支援を実施。 令和6年度相談件数:469件(令和5年度428件) 【こども健やか課】 ●乳児家庭全戸訪問事業 ・助産師、保健師の専門職が赤ちゃんがいるすべての家庭へ訪問。 <対象者/訪問数>11,766件/11,377件	【こども健全育成課】 ●中高生の居場所づくり事業 居場所づくりを行う民間団体等へ、開設から運営までの一貫した支援を実施するとともに、居場所づくりを担う人材育成に取組み、地域における居場所づくりを推進する。 ●困難な状況にある若者の相談支援 若者総合相談センターにおいて、困難な状況にある若者やその家族からの相談を広く受け付けるとともに、関係機関及び民間支援団体等と連携した支援を実施する。 【こども家庭課】 ○妊産婦等相談・生活支援事業 産前・産後母子支援センター「こももティエ」において妊娠早期からの妊娠葛藤等の相談に応じ、各区保健福祉センターと連携しながら、特定妊婦等への訪問支援、産前・産後の入所による生活支援、養育支援を引き続き実施します。 【こども健やか課】 令和6年度の実績事業を引き続き実施。

	●低月齢児親子教室 ・主に低月齢の乳児とその保護者を対象に、育児指導や相談、交流を図り、産後早期の育児不安の解消、こどもの病気や事故防止への理解促進、児の健全な発育を促した。 ＜実施回数/延参加者数＞58回/1,652人 ●母親の心の支援事業 ・乳児の家庭訪問の際に母親に対してエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を実施し、産後うつ病のハイリスク者や育児不安が特に強い母親の把握を行い支援を行った。 ＜EPDS 調査数(実数)＞11,193人 ●産科医療機関と行政が連携した妊娠時期からの支援事業 ・産科医療機関が妊婦健診の際に把握した要支援妊婦について、妊婦が居住する区の保健福祉センターに情報提供するとともに対応を協議し、連携して支援を行った。 ＜情報提供書受理件数＞2,483件 ＜妊婦家庭訪問数＞…298人 ●産婦健康診査事業 ・出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を行い、産後うつの予防や新生児への虐待予防を図った。 ＜受診状況＞21,512件 ●産後ケア事業 ・出産後1年未満の母子を対象として、医療機関や助産所で宿泊・通所または訪問により、心身のケアや育児のサポートを行った。 ＜延利用日数＞8,170日 ●産前・産後ヘルパー派遣事業 ・日中、家族等から支援を受けることが難しい世帯を対象に、妊娠中から出産後1年未満の間、委託事業所がヘルパーを派遣し、家事援助（食事の準備、洗濯、買い物等）や育児援助（おむつ交換、沐浴介助等）を行った。 ＜延利用回数＞12,668回 （課題） ●乳児家庭全戸訪問事業 ・出生連絡票等の送付がない場合は、約束せずに訪問をしているが、3.5％（約400人）程度が里帰り中等で直接面会ができていない。また、里帰り先での訪問後フォローが必要な場合など福岡市での継続的な支援につながりにくい家庭もある。 ●母親の心の支援事業 ・産後うつ等を診察できる医療機関が限られており、受診までに時間を要したり、継続した受診につながらない状況がある。 ●産科医療機関と行政が連携した妊娠時期からの支援事業 ・産科医療機関の理解が深まっている状況はあるが、医療機関により情報提供の状況に差が出てきている。 ●産後ケア、ヘルパー派遣事業 ・利用件数の増に伴う供給不足が生じた。ヘルパー派遣の事業者は公募により増加（10→16）したが、産後ケアは引き続き事業者の確保を行う必要がある。 【こども相談企画課】 ・こどもや保護者を対象に、こどもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育の分野から総合的・専門的な相談・支援を実施。 ・当センターの相談事業として、電話相談は24時間対応（年末年始を除く）で、電話相談員が相談者の話を傾聴し、必要に応じて助言や他機関の紹介、当センターでの面接に繋ぐ支援を実施。	【こども相談企画課】 ・令和6年度の実績事業を引き続き実施。
--	--	--

		・福岡市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のすべての児童生徒を対象に、GIGA スクール端末を活用し、福岡市こどもタブレット相談事業を実施。悩みや不安を抱えるこどもからの相談に、臨床心理士などの資格を持つ相談員が「チャット」又は「音声通話」で対応。 ＜相談実績＞ 令和6年度電話相談受理件数 11,761 件 令和6年度タブレット相談対応件数 2,975件 （課題） ・相談内容に応じ、緊急性や状況を判断して、支援しております。 【こども支援第2課】 ・中学校卒業後から概ね20歳までのひきこもり等の状態にある方を対象に相談支援を実施しており、集団支援事業として居場所を開設している。 ＜思春期ひきこもり地域支援センター＞ R6 年度相談件数:延べ 343 人 R6 年度居場所活動: 139 回、延べ 319 人 ＜えがお館内＞ R6 年度居場所活動: 90 回、延べ 464 人 （課題） 支援が必要な方やその家族に相談先の情報が届くよう周知する必要がある。	
22	福祉局 生活福祉部	【福岡市生活自立支援センター】 （支援者数）R2 年度 1,799 人 R3 年度 1,266 人 R4 年度 1,476 人 R5 年度 1,554 人 R6 年度 1,565 人 （関係機関との連携）R2 年度 203 人 R3 年度 256 人 R4 年度 383 人 R5 年度 407 人 R6 年度 424 人 生活自立支援センターにおいて、住居の確保や就労支援など状況に応じたきめ細やかな支援を行うことで、生活が安定し、自殺予防にも寄与している。 （課題） 相談者に専門相談窓口などの情報提供を行う場合があるが、その後の支援について、関係機関との連携強化が課題である。 【地域共生課】 ・ふれあいサロン 一人暮らしや身体機能の低下等により、家に閉じこもりがちな高齢者等のひきこもりの解消や認知症・介護予防等を目的として、地域のボランティアが公民館や集会所等でレクリエーションや健康体操等の活動を取り入れ、交流・ふれあいの場を広げる「ふれあいサロン活動」の拡充を支援 ※R6 ふれあいサロン利用者数 11,060 人 （課題） 高齢化の進展や単身高齢者世帯の増加などに対応するため、地域での支え合い体制の強化が必要 【保護課】 各福祉事務所に対して、精神保健福祉センターが実施する自殺対策研修への参加を勧奨した。	【福岡市生活自立支援センター】 第4章(6)社会全体の自殺リスクを低下させる ①相談 生活自立支援センターについて、チラシや SNS を活用し、引き続き積極的な広報を行う。 ②社会的リスクに対する様々な支援 引き続き、複合的に課題を抱える生活困窮者を包括的に支援するとともに、各区保健福祉センターや精神保健福祉センターなどの関係機関との連携を強化する。 【地域共生課】 高齢者の閉じこもり予防や地域住民との交流を図るための「ふれあいサロン」を支援するとともに、地域住民やサービスとしての見守り、企業等と連携した見守り等により高齢者等の重層的な見守り支援に努める。 【保護課】 各福祉事務所に対して、精神保健福祉センターが実施する自殺対策研修への参加を勧奨する。職員の資質向上のため、新任ケースワーカー及び

		職員の資質向上のため、新任ケースワーカー及び新任査察指導員に対して生活保護に関する研修を実施した。 (課題) 様々な課題を抱える生活保護受給者等の課題解決を支援するケースワーカーの資質向上	新任査察指導員に対する研修を実施するとともに、2年目以降のケースワーカーに対する研修を新たに実施する。
23	区保健福祉センター 地域保健福祉課 健康課	○校区や保健福祉センター内で実施する健康教育にて、うつ病予防についての講話を実施 ○家庭訪問実施時において、産後うつのリスクが高い妊産婦に対し、産後うつの知識普及に加え、受診が必要と判断されるような場合は適切な受診につながるよう医療機関紹介等を実施 (課題) ○産後うつが疑われるようなケースへの受診勧奨をおこなうが、精神科受診へのハードルが高いようで受診につながらないケースや、家族の無理解から受診に至らないケースなどもある。産後うつに関連する自殺を減少させるため、広く市民に向けた普及啓発が必要。 ○精神科受診をしたいと思っても、受診までに数か月かかる例もある。早急な受診に対応できる医療機関の数が増えるとよい。 ○精神保健福祉相談の実施 ○自殺予防を目的とした啓発の実施(庁舎内モニター放映、パネル展、パンフレット配架、ポスター掲示など) (課題) ○相談内容に応じて適切に対応できるよう、引き続き職員の専門性の維持・向上に努める必要がある。	○校区や保健福祉センター内で実施する健康教育にて、うつ病予防についての講話を実施 ○家庭訪問実施時において、産後うつのリスクが高い妊産婦に対し、産後うつの知識普及に加え、受診が必要と判断されるような場合は適切な受診につながるよう医療機関紹介等を実施 ○精神保健福祉相談の実施 ○自殺予防を目的とした啓発の実施
24	消防局救急課	予防広報として、自殺予防のリーフレットやカードを救急車内に設置するとともに、必要に応じて、本人もしくは家族へリーフレット等の配布や相談窓口案内を実施した。 (課題) 救急活動においては、搬送や処置が最優先となることや関係者と落ち着いて話ができる状況は少ないため、リーフレット等の配布や相談窓口を案内する機会も限られる。	引き続き、予防広報として、リーフレットやカードを救急車内に設置するとともに、本人もしくは家族へ相談窓口案内を実施する。
25	教育委員会指導部	○教職員の研修・啓発 ・精神保健福祉センターと共催で教職員を対象に「自殺予防教育の推進のための指導者研修会」を実施した。 ・精神保健福祉センターと連携し、各小中学校において自殺予防研修の推進と啓発資料配布を行った。 ○児童生徒へのアンケートの実施 ・QUアンケートの分析・活用研修を各小中学校で実施し、要支援児童生徒に対して早期に適切な対応ができるようにした。 ○チーム学校、小中連携の推進 ・教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、教育・心理・福祉の面から課題をかかえる児童生徒、保護者などの支援を行った。 ○自殺予防に係る通知の周知 ・節目における自殺予防に係る国や県からの通知を各学校に周知した。 ○「市内一斉面談」の実施 ・気になる児童生徒を学校全体で集約し、保護者相談やスクールカウンセラー面談等につなげ、定期的に声かけを行った。 ○「福岡市こどもSNS相談」相談窓口の設置 ・平日と日曜日の19:00～22:00に実施した。 ○いじめゼロの推進 いじめゼロプロジェクトを推進し、児童生徒が主体となり、自らいじめにつ	○教職員の研修・啓発 ・精神保健福祉センターと共催で教職員を対象に「自殺予防教育の推進のための指導者研修会」を実施する。 ・精神保健福祉センターと連携し、各小中学校において自殺予防研修の推進と啓発資料配布を行う。 ・QUアンケートの分析・活用研修を小中学校で実施し、要支援児童生徒に対して早期に適切な対応ができるようにする。 ○児童生徒へのアンケートの実施 ・各小中学校において、毎月のいじめに関するアンケートを実施し、児童生徒の悩みやいじめの早期発見・早期対応に努める。 ・QUアンケートを小1～中3までの全ての児童生徒実施し、いじめや自殺企図のサイン等、児童生徒の実態把握を行い、早期対応に努める。 ○チーム学校、小中連携の推進 ・教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、教育・心理・福祉の面から課題をかかえる児童生徒、保護者などの支援を行う。 ○自殺予防に係る通知の周知 ・節目における自殺予防に係る国や県からの通知を各学校に周知する。 ○「市内一斉面談」の実施 ・気になる児童生徒を学校全体で集約し、保護者相談やスクールカウンセラー面談等につなげ、定期的に声かけを行う。

		いて考え、具体的に行動することで、いじめ問題に向き合い、いじめを許さない風土の醸成をはかった。 (課題) ●自殺予防に係る研修内容や通知内容を全職員で共有できるための、支援体制を充実させる必要がある。 ●学校へ登校できない児童生徒を含め、児童生徒が抱える課題に対して、様々な視点をもって対応ができるよう教員研修を充実させる必要がある	○「福岡市こどもSNS相談」相談窓口の設置 ・平日と日曜日の19:00～22:00に実施する。 ○いじめゼロの推進 ・いじめゼロプロジェクトを推進し、児童生徒が主体となり、自らいじめについて考え、具体的に行動することで、いじめ問題に向き合い、いじめを許さない風土の醸成をはかる。
26	保健医療局保健所精神保健・難病対策部精神保健・難病対策課	●うつ病予防教育の実施 ・各区うつ病予防教室 回数:8回 参加者数:109人 ・「うつ病の理解と予防」動画配信(YouTube) 再生回数:60回 ・働く世代向けうつ病予防教室 回数:1回 参加者数:6人 ●心のサポーター養成研修の実施 ・一般市民向け対面研修 実施回数:4回 修了者数:141人 ●精神保健福祉相談の実施 ・定例相談 心の相談件数:81件 母子精神保健相談件数:2件 ・常時相談 「こころの健康づくり」に関する相談件数:106件 ●庁内連携会議の実施 ・福岡市自殺対策推進幹事会を令和6年6月5日に実施 ・福岡市自殺対策推進会議を令和6年10月10日に実施 (課題) ●多様な相談内容に適切に対応できるよう、職員の専門性向上が必要 ●心のサポーター養成研修について、若年層及び児童・生徒への普及啓発を推進するため、当該世代や教育関係者など児童・生徒に関わる人を対象とした研修の実施が必要	●うつ病予防教育の実施 ●心のサポーター養成研修の実施 ・実施回数を増やすとともに、新たに中学校教員向け研修やオンライン研修を実施予定 ●精神保健福祉相談の実施 ・厚生労働省が実施するオンライン研修等を受講予定 ●庁内連携会議の実施 ・福岡市自殺対策推進幹事会を令和7年7月11日に実施 ・福岡市自殺対策推進会議を令和7年10月10日に実施予定